

議会だより ふたば

第 101 号
平成 24 年 9 月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒347-0105
埼玉県加須市騎西598-1（旧騎西高校内）
☎0480-73-6880（代表）



7月21日

夢ふたば人夏祭り・盆踊り

いわき市南台仮設中央イベント広場にて

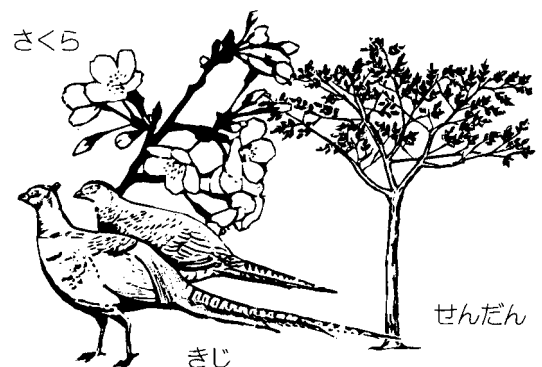
主な内容

第2回定例会

- ・このようなことが決まりました……P2～5
- ・一般質問……P6～11

議会のうごき……P12

町の花木鳥



が決められました

原案可決
賛成全員

(条例改正)

◆ 職員の給与に関する条例

通勤手当の上限となる金額を引き上げるもの。給料表の改正は、郡内町村の状況や職員の年齢構成を考慮し追加するためのもの。

◆ 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例

住民基本台帳法の改正に伴う改正。外国人住民が住民票に記載されることに伴う登録者要件、登録事項の変更など。

◆ 双葉町税条例

地方税法の改正に伴う改正。たばこ税の県税と町税の均衡を図るための税率改正、町民税の退職所得の分離課税に係る所得割の特例廃止など。

◆ 双葉町子育て応援基金条例

児童手当に寄附制度が創設されたことから、児童手当における寄附も基金の対象であることを明記するためのもの。

平成24年第2回議会定例会は、6月19日から21日までの3日間の日程で開かれました。条例の制定・改正、補正予算、議員発議などの議案が提出されました。内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・ 19日	30人
・ 20日	58人
・ 21日	50人
合計	138人
↓	
・ 双葉町民	55人
・ 町 外	13人
・ 報道関係	70人

否 決

賛成2人
反対5人

(条例制定)

町長等の給料の特例に関する条例

町長及び副町長の給料月額を、町長が100分の70、副町長が100分の50減額するためのもの。

討
論

『反対討論』

給料の減額をするのであれば、言い訳の部分をつくらず、多くの町民と話をしていたくためにも、このものはとってもらって、ぜひともちゃんとした行政運営をしてほしいので、反対します。

『賛成討論』

町長の今の質問に対する答弁に対して、賛成したい。



第2回
定例会

6月19日～21日

このようなこと

原案可決
賛成全員

(平成24年度補正予算)

一般会計の総額

43億258万5,000円に

歳入歳出それぞれ1億1,058万5,000円を追加しました。

【歳出の主な内容】

議会費	73万円追加 議会だよりの印刷代など。
総務費	4,421万5,000円追加 老朽した町バスの買い替えのための経費、復興まちづくり計画策定事業費、支所等管理運営費など。
民生費	3,491万円追加 新しい児童手当制度に係る事務費、仮設住宅等管理費など。
衛生費	1,916万4,000円追加 健康調査事業費、内部被ばく検査事業費など。
教育費	701万5,000円追加 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費、ロンドンオリンピック出場者壮行会開催経費など。

原案可決
賛成全員

(その他)

福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の変更の必要が生じたためのもの。

推薦決定
指名推薦

(農業委員会委員の推薦)

平成24年7月7日任期満了となる農業委員会委員の議会からの推薦(2名)は指名推薦により、次の方々に決定しました。

西内 芳徳さん(下長塚)

小川 貴永さん(長塚2)

〔専決処分〕

原案承認
賛成全員

- ◆ 双葉町復興まちづくり基金条例の制定
東日本大震災復興交付金を今後のまちづくりのための財源として活用するためのもの
- ◆ 平成23年度双葉町一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ 8 億2,570万6,000円の追加
事務事業の確定、財政調整基金・復興まちづくり基金への積立など
- ◆ 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ4,675万3,000円の追加
- ◆ 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ466万8,000円の減額
- ◆ 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ2,401万7,000円の減額
- ◆ 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ151万8,000円の減額
- ◆ 双葉町税条例の一部改正
平成24年度地方税法の改正に伴う改正
- ◆ 双葉町国民健康保険税条例の一部改正
地方税法改正に伴う課税要件の特例の追加

報告

- ◆ 平成23年度双葉町一般会計繰越明許費繰越し
市町村行政機能応急復旧事業ほか 2 事業8,762万2,000円を平成24年度へ繰越し
- ◆ 平成23年度双葉町介護保険特別会計繰越明許費繰越し
介護保険電算システム更新事業997万5,000円を平成24年度へ繰越し

〔議員発議〕

否決

賛成5人 反対2人
(出席議員7人中)

議会最終日の6月21日、菅野博紀議員ほか4人から議員発議として
※双葉町長不信任決議案が提出されましたが、採決の結果、否決されました。

「提出の理由」

昨年3月11日の東日本大震災並びに福島第一原発事故の災害以降、町民に対する避難地の決定や義援金辞退問題、町の復旧・復興など早急に対応をしなければならないものなど、総合的に判断し、3月定例会で発議した6月末までの役場機能移転についても、一般質問でも具体的な内容の答弁でない。多くの町民の声を聞くと公の場で言っているが、町民の話を聞くこともなく、非常に稚拙で拙速であり、住民不在の対応であると言わざるを得ないと思われ、そのすべての責任は双葉町長井戸川克隆君にあることが認められるため、不信任とする。

討論

『反対討論』

▽このつらい避難時期、今の時期にやられるかということ。理由については、個人的には不信任に当たらないと判断させていただきたいと思しますので、反対いたします。

▽昨日の一般質問の中で年度内に戻ることが明らかになりましたので、一定の理解をいたします。一日も早く実現をして、町と議会が一つになって復興計画を早期につくらなければならぬと思いますので、反対いたします。

『賛成討論』

▽総合的に考えて、昨年の6月以降、この議案に賛成したい。

※長の不信任議決要件
出席議員数の4分の3以上の者の同意
がなければならぬ。特別多数議決とい
われるもので、議長も表決権を有する。

双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員長報告

《調査の概要》

去る、3月定例議会において「双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会」が設置され、それに伴い調査特別委員会は、双葉町民世帯へのアンケート調査を行いました。発送件数2,823件でありましたが個人情報保護法に抵触する可能性があり、どうしても住所等を議会として調査できませんので、町の広報に入れて発送ということになりました。回収件数につきましては、1,432件でしたが、役場の広報を発送して5月10日必着ということをお願いしましたところ、届いていないという連絡がありました。広報は来ているが、アンケートは入っていないとか、どちらも来っていないとか、このような人には、あとで対応して発送しました。

回収件数1,432件、回収率50.7%と半数を超える回答結果でありました。今年1月に実施いたしました「議会と町民との懇談会」においても要望・意見が多く寄せられた課題でありました。設問は5つほど考えました。なぜ、少ない設問数にしたかという町でアンケートを出したときは、17.2%ということであまり回収率がよくなかったため、なるべく町民の皆さんに、わかりやすく簡単に回答できるようにしました。さらに回収率を上げるためにどのような方法をとったらよいか話してこのような設問数になりました。ただし設問だけでなく町民の皆さんの要望や不満・意見等があると思いますので、設問6で書いていただきました。設問1ですが、男性・女性ということで設問しました。回収は男性が947名、女性が480名、不明が5名、男性が66.1%、女性が33.5%、不明が0.4%という結果になりました。設問2は、年齢で、20代から80代まで10代ごとに区切って回答させていただきました。したがって20代は32名、30代は115名、40代は147名、50代は357名、60代は414名、70代は374名、80代以上は143名で、これから50代が22.6%、60代が26.2%、70代が23.7%とこれらの年代が多かったという結果になりました。設問3の職業につきましては、震災後職業についていない人があり、震災前と震災後ということで職業も入れさせていただきました。震災前は会社員が508名、公務員が63名、農業が189名、自営業が170名、その他が491名で会社員が35.7%、その他が34.6%です。震災後は、会社員が307名、公務員が48名、農業が18名、自営業が49名、その他が999名でした。この中で、その他が2倍になっているということは、失業者・休職者がいまだに先が見えない状態が続いているという事であります。設問4については、現在の居住地が福島県内か福島県外かということで回答をいただきました。福島県内が892戸、県外が589戸でした。比率は、県内が60.2%で、県外が39.8%でした。設問5については、福島県内に役場機能本体を戻すとしたらどこがいいですかについては、具体的に書いてもらうか委員会でも迷ったところでした。県内は、浜通り地方、中通り地方、会津地方の3地方ということで答えてもらいました。そしてその中でどこの市町村がよいか具体的に書いてもらいました。浜通りが915件、中通りが486件、会津地方が40件で浜通り地方が、58.5%、中通り地方が31%、会津地方が2.6%でした。市町村では、浜通り地方で多いのがいわき市778件、南相馬市54件、広野町35件、相馬市が27件でした。中通り地方では、郡山市332件、福島市84件、白河市51件、田村市15件でした。会津地方では、会津若松市で27件、猪苗代町が5件でした。この結果いわき市がダントツに多く、この数字は、半数を占めています。次が郡山市、福島市、南相馬市、白河市、広野町の順になっております。以上の結果になりました。双葉町民は、福島県内に半数以上の3,600人居住しており、環境・風土・習慣など総合的に判断すると、特別委員会としては、全員一致のもと、いわき市が最適と考えます。福島県はもとより、該当の自治体には、執行部として誠心誠意対応することにより、役場機能本体を移転することが最重要であると判断し、町長は、このことを重く受けとめ速やかに決定していただきたく報告をいたします。

町政を問う

高萩文孝 議員



教育長人事

質問

教育長不在でよいと考えているのか。

町長答弁

不在でよいとは考えておりません。

質問

4月1日からどのような対応をしてきたのか。

町長答弁

教育総務課長が教育長職務代理人として対応してまいりました。

質問

教育長不在で双葉町の教育をどのように実施していくのか。

町長答弁

仮の町構想とともに子どもたちがより安定した教育環境の中で就学できるような幼稚園や小中学校の再開が最重要課題であると認識しておりますので、実現に向け教育長の選任については早急に対応していきたいと考えております。

役場機能移転検討

質問

どのような検討をされてきたのか。

町長答弁

役場機能移転庁内検討委員会を設置し、「町民の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が

可能であること」、「町の安全が確認できるまでの間、町民の中長期にわたる避難を支えることができること」などを検討方針として、解決方法、改善点などを議論しております。

双葉町復興・まちづくり

質問

「仮の町」が必要と判断した理由は何か。

町長答弁

今後の町復興への工程としては、現在の町民の皆さんの生活がステップ1とするならば、ステップ2は仮の町になります。町民皆さんで仮の町のあり方を決めていただき、事故以前の長年築き上げてきたコミュニティを継続発展させていかなければなりません。そして、ステップ3で双葉町に帰還することを目指したいと思っております。日本から双葉町をなくすことは絶対にできません。

質問

「復興への道(案)」の集約結果について、回収率17・2%の数字で十分と考えているのか、回収率を上げる努力を何か実施したのか。

町長答弁

アンケート回収率としては高い数字ではなく、今回のアンケート結果で十分とは決して考えておりません。多くの意見を集約するため2,890世帯宛てに5枚の回答用紙を同封して発送しましたが、返信があったのは各世帯とも1枚がほとんどでした。当初1月31日締め切りとしましたが、回収率を上げるため2月23日まで期限を延長し集計を行っております。

質問

時限的町の必要性について、必要が48・6%、

必要ないが16%。19〜29歳の方は必要が28%、必要ないが24%とかなり接近した数字であるが、どのように分析されているのか。

町長答弁

19〜29歳の年代は、大学などへの進学、就職、転勤などで転出が多い傾向にあり、加えて今回の原発事故により先の見えない避難生活に不安を感じている表れとみています。

質問

しかし、町の復興に向けて将来的に中心的役割を果たしていく重要な世代でありますので、多くの意見を集約する方法を考えながら、高い関心を持っていただけるような施策を検討してまいりませう。

質問

時限的町づくりにあたっての意見・要望についてどのように分析されているのか。

町長答弁

町民の絆の維持やコミュニティの継続のために、時限的町は必要であり実

質問

自由意見欄に書かれた意見を分析されているのか。

町長答弁

自由意見欄には、避難生活が長期化する中で先の見えない不安、賠償、事業の再建、健康不安などの問題、絆の構築などの提言や行政に対するお叱り、双葉町への熱き思いなど様々な意見がありました。一つ一つの意見がとても貴重なものでありますので、今後の施策に反映させてまいりたいと考えています。

菅野博紀議員



自治会

質問

これまでの対応は。

町長答弁

自治会との密な連携を図るため、各自治会からも円滑な自治運営に必要な運営資金として「自治会運営補助金」を交付し、財政面での支援を行っています。

去る6月1日には、各自治会等の連携を目的とした「応急仮設住宅および借上げ住宅自治会連絡協議会」の設立に向けた

町政を問う

初めての会議が開催され、会長ほか役員が選任されたところであります。

住民からの要望等の対応のため、窓口としての役割を果たしている自治会の自主的運営と健全な発展に向け、積極的な支援策を図ってまいります。

双葉町損害賠償請求

質問

東電に提出した損害賠償請求、どのような内容か、売るのが貸すのか、貸すとしたら期間は。

町長答弁

土地については、帰還困難地域の不動産の賠償は、5年以上の長期間にわたり使用等ができないことから、全額賠償が妥当との認識が原子力賠償審査会で示されていますが、民法上は、所有権が

東京電力に移転することにもなり得ます。町はふるさとを手放すつもりはありませんので、特別法などの手当てがなされていないこの段階では土地の原価率を90%として請求しております。

建物については、放射性物質に長時間にわたり被ばくされ、いつまで継続するか不明なため、建物の価値は喪失したと考えるをえません。

長期間保全管理ができない状況下では価値をどう定めることは困難あると判断し、建物の減価率は100%として算定し請求したものであります。

売買、貸与ではなく損害賠償を請求したものであります。

質問

損害賠償請求に関して、議会の議決はいらぬのか。

町長答弁

地方公共団体の不法行為によって損害を生じた場合には、それに対して支払わなければならない損害賠償金であって、損

害賠償金額の決定が地方公共団体にとって異例の支出義務を負う必要がある場合には、議会の議決を得て執行することになります。今回の事例は、町が損害賠償を請求するという逆の立場ですのでこの条項には当てはまらないものと考えております。また、譲渡、貸付、処分ではなく、使用できなくなつたことによる賠償請求でありますので、所有権の移転は伴わないため、これも議決要件ではないものと判断しております。

教育長

質問

4月から教育長不在だが、教育長人事をどのように考えているのか。

町長答弁

このような非常時の状況では、子どもたちが安定した教育環境の中で就学する機会を確保することが重要であると考えております。町はこれまで全国に避

難している子どもたちへの就学支援を行っており、さらに双葉町小中学校の校長による電話教育相談を通して、避難している子どもたちや保護者への心のケアに努めてまいりました。

今後子どもたちがより安定した教育環境の中で就学できるようバックアップしてまいりたいと考えております。

仮の町構想、学校再開を進めるにあたって教育長は重要なポストであるとして十分認識しておりますので、教育長の選任については早急に対応していきたいと考えております。

双葉町役場機能移転

質問

多くの町民が望む福島県内に移転させることが本来の姿だと思いが、町長の考えは。

町長答弁

双葉町の恵み豊かな環境を貴重な財産として次の世代に引き継ぐことが

私たちに与えられた責務であると思っておりますので、先人から受け継いだ水と緑に恵まれた環境の復活、さらに人と自然が共生する郷土の再生を図り、町民皆さんと帰還をしなければなりません。

このためには、町民の皆さんの健康維持対策が何よりも大事であり、被ばく線量から身を守らなければなりません。

町は議会決定を踏まえ、避難指示区域の見直しに当たっては、町内全域を帰還困難区域とすることを統一した扱いとすることを国に要望いたしました。

また、公衆の被ばく線量限度の予防原則に則つて、被ばく線量を低減するための措置を積極的に講じることを求めています。本町の置かれた環境、制約条件を克服したうえで、出来るものから県内移転の行動に移したいと考えております。

町政を問う

清川 泰弘 議員



今後の双葉町の進む道

質問

双葉町の線引きについて、国に対しどのような申し入れをしているのか。

町長答弁

警戒区域の見直しを進める政府の考え方として、年間の空間放射線における原発事故に由来する追加被ばく放射線量を三段階に分ける方法が示されておりますが、現在に至っても、政府からは具体的な案は提示されておりません。

すでに川内村の一部では本年4月1日から居住制限区域と避難指示解除準備区域に、田村市の一部が避難指示解除準備区域として南相馬市では本年4月16日から帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域がそれぞれ適用されております。その多くは空間放射線量が比較的低線量の居住地域と思われませんが、本町はもとより比較的高線量の町においては、同様の基準による適用が居住人口の多い市街地や集落を分断する可能性が高いことから、これらの地域の実情を考慮した上で同一区分での適用を国に説明し、重ねて要望を行っているところであります。しかし、現在も明確な案の提示はいただいておりません。今後計画並びに適用案の提示があった場合は速やかに議会議員をはじめ町民の皆様へお知らせし、協議し、国によ

る住民説明会の実施を考えております。

質問

何年先に町に帰れるのか。

町長答弁

警戒区域の見直しの国との協議が進まない中、福島第一原子力発電所事故の確実な収束がいつになるのか、1号機から4号機の廃炉作業の工程の長期化、除染技術の確立など、帰還実現に向けての見通しも立っていないため、双葉町への帰還の時期がいつになるのか申し上げることは、非常に難しいと考えています。帰還の時期については国の責任において示す必要があると考えており、今後も国に対して具体的な説明を求めてまいりたいと考えています。

質問

個人の財物の補償・賠償の基準は何をもって算出するのか、国との協議はいつころか。

町長答弁

4月25日に東京電力が示した賠償の考え方として「避難指示区域の見直しに応じた賠償を行う。算定に当たっては、固定資産評価額等を基礎に、適切に補正し、算定することで検討中。この考え方を基に国や関係自治体と調整を進め、具体的な賠償基準の算定を進める。」というものでした。

6月9日福島市において開催された「双葉地方町村及び福島県と国との協議会」においても、財物に関する損害賠償の考え方が示されました。国では区域見直しとセットで賠償を検討しているため、さらに検討を行うこととしていましたが、6月15日の一部地元紙に「政府と東京電力は、家財の賠償について、帰還困難区域に指定された場合の支払額を他の区域の3割増しとする基準案を固めた。」との報道がありました。町としては、国に対して双葉町全域を帰還困難区域とし、一律に損害賠償を行うよう要求しており、今後さらに

被害住民の実態を踏まえた損害賠償を強く求めてまいります。

質問

仮の町は何年先の話なのか。

町長答弁

福島第一原子力発電所事故で全国各地に避難した双葉町民皆さん相互のコミュニケーションを今後再構築し、双葉町を今後も維持継続させるための仮の町の検討作業に入りました。仮の町が完成するま

では、設置規模、場所町としての機能など検討課題は多岐にわたっており、受け入れ先自治体との調整も慎重に行う必要があると考えています。しかし、何年も時間をかけるわけにはいきませんので、国による仮の町の法整備を求めるとともに、県、関係市町村と十分協議を行いながら一日も早い安心のために仮の町づくりを目指してまいります。

9月定例会のお知らせ

9月18日(火)からの予定です。
埼玉県加須市騎西総合支所 3階議場にて

傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

詳しい日程については、決まり次第町のホームページに掲載しますが、問い合わせ等ございましたら議会事務局(双葉町役場埼玉支所)までお願いいたします。

☎0480-73-6880(代表)



岩本久人議員



役場機能本体の移転

質問

議会町民アンケート回収率50・7%に対する見解は。

町長答弁

役場の所在地、機能のあり方は、生活に直結する身近で重要な問題と考えております。避難生活を強いられている現状では様々な面における役務の提供、利便性を求めているものと考えております。町民の皆さんの強い思

いがこのような回収率になつたものと考えております。

質問

アンケート調査結果を見てどのように考えるか。

町長答弁

双葉地方と隣接し、これまでも経済圏であり、文化面さらには気候、風土、慣習等も類似している地域を望んでいることを再認識したところであります。

質問

役場機能移転検討に係る事務委託の進捗状況は。

町長答弁

現在、庁内検討委員会を設置し、検討しているところであり、今後、問題点等を整理し、まとめたいと考えております。この過程において専門家の意見、調査が必要な場合には、外部への事務

委託も考慮したいと考えております。

「仮の町」構想

質問

場所、規模等を含め理想的姿とはどのようなものか。

町長答弁

場所、規模等は、復興まちづくり計画策定の中で町民の皆さんの意見を集約し、仮の町の構想を決めていきたいと考えています。理想的姿は、学校や仕事場、商業施設など町としての機能を備えており、そこに大字単位で住んでいたが、事故以前の長年町民の皆さんが築き上げてきたコミュニティを維持発展させていくことが必要であると考えています。

質問

他町との緊密な連携も必要と思うが、考えは。

町長答弁

郡内町村において、現

在仮の町構想の検討を始めていますが、各町村の避難状況や自治体内線量、避難区域の見直しの考え方が町村によって異なっていることから、他町村と連携した広域的な取り組みについて不透明な部分があります。しかし、仮の町構想策定にあたって他町村との考え方を共有していくことは重要と考えますので、今後検討してまいります。

質問

受け入れ自治体との調整をどのように図っていくのか。

町長答弁

慎重に行う必要があると考えています。そのためには、国や県、関係市町村との協議を緊密に行つてまいります。

質問

現在までの災害弔慰金の申請件数と認定者数は。

町長答弁

6月12日現在までに双葉町では145名の方々がお亡くなりなっております。弔慰金の申請届出件数は95件で、支給済み件数が60件、審査依頼件数が16件、必要な書類の再確認や避難経過、入院に至る経過や病態の状況確認など調査中のものが19件であります。

震災関連死

質問

委員の皆さんの日程調整なども難しい現状にあるかと思いますが、今後

町長答弁

災害当初は明確な原因のものが多く、判断が早期に下されるケースが多くありました。時間の経過とともに関連死として認定するための資料が不足しているものが多くなるとともに判断が難しい案件が増えています。

質問

審査の迅速化など、課題にはどのようなことがあるのか。

町長答弁

現在、精神的・身体的な健康面でのフォローをするために、健康調査を実施しております。その回答内容により、電話や直接訪問、避難先自治体から訪問・支援をしていただくなど、心のケア、身体への健康支援を実施しております。これら心身の健康に対するケア・支援を一層充実させながら行つてまいりたいと考えております。

町長答弁

避難生活の長期化に伴い、避難者のコミュニティの場、絆を深める場の重要性も高まっておりますので、生涯学習課の各種教室や社会福祉協議会の双葉町サポートセンターの事業などへも参加していただきたいと考えております。

質問

震災関連死を防ぐためには、今後どのような対策が求められるのか。

町長答弁

現在、精神的・身体的な健康面でのフォローをするために、健康調査を実施しております。その回答内容により、電話や直接訪問、避難先自治体から訪問・支援をしていただくなど、心のケア、身体への健康支援を実施しております。これら心身の健康に対するケア・支援を一層充実させながら行つてまいりたいと考えております。

町長答弁

委員の皆さんの日程調整なども難しい現状にあるかと思いますが、今後

町政を問う

町政を問う

白岩寿夫 議員



仮設住宅での対応

質問

安全対策はどのように考えているのか。

町長答弁

仮設住宅は、応急的に整備されたことから限られた敷地に棟続きの個別住宅が連立しており、万一火災が発生した場合、隣接住宅への延焼が免れない状況にあります。このため、基準により消火器が設置されているほか、全戸に小型消火器を配備し、火災発生時の初期消

火に備えておりますが、さらに双葉地方広域市町村圏組合消防本部で大型消火器を各町村に配備するよう福島県と協議中であります。配備できない場合は町で配備します。また、季節により消防署の協力による初期消火講習会など火災予防啓発活動を実施することにより防火対策を推進しております。

交通事故対策では、避難先により、冬場には降雪による路面の凍結や慣れな環境での生活では、特に高齢者や子どもたちへの交通事故防止策が必要と思われま。このため管轄する地元警察署の指導とご協力により、「交通安全教室」を開催するなど、慣れない地域での交通安全対策に努めてまいります。

双葉町弁護士

質問

弁護士に依頼し、紛争解決センターに出している件数と実績、予算の内訳など、今までの経過報告について。

町長答弁

被災町民の皆さんの原動力損害賠償手続について、昨年12月25日に「原発事故被害救済双葉町弁護士」を結成し、福島県、埼玉県、神奈川県、東京都などで、これまで「和解仲介申立書」説明相談会を延べ74回開催し、1,233世帯、1,843名の方にご参加いただきました。

町民の皆さんと弁護士との委任契約の状況は、6月13日現在で222世帯、559名となっております。予算の内訳は、平成23年度が806万8千円、内訳が委任契約時の着手金町負担金433万円、説明相談会時の弁護士費用373万8千円となっております。

避難対応

質問

生活費を援助する考えはあるのか。

町長答弁

昨年度、国の災害救助法に基づき生活必需品供給事業により、仮設住宅借上げ住宅入居者への物資支援を行っております。また、昨年度と本年度、借上げ住宅入居者を対象に双葉町へ支援いただきました物資の中から生活用品等をお送りしました。今後は郡内の町村の動向を確認しながら、生活用品の提供をしたいと考えております。

生活費の援助については、郡内町村及び県と協議して可否について判断してまいります。

役場本体機能を県内に戻すこと

質問

県内に戻すべきと思うが、町長の考えは。

福島県内に避難されている町民の皆さんの災害対策及び役務の提供のため郡山市に支所を設置し、各種支援業務を行ってきておりますが、機能が十分果たされていないとの指摘を十分精査し、サービス低下にならないよう対処してまいりたいと考えております。また、具体的な問題点を改善していきたいと思っております。

全国に避難されている町民の皆さんが受ける役場からの役務の提供は、生活に直結しておりますので、利便性の向上を望むのは当然のことと考えております。

町の置かれた環境、制約条件等について十分検討・精査したうえで、町民の皆さんの動向を踏まえ「町民の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続」が可能な地域に、できるものから行動に移していきたいと考えております。

羽山 君子 議員



被災者代表を 審査会に 参加させること

質問
原子力損害賠償紛争審査会への参加について、今後の取り組みは。

町長答弁
昨年12月の双葉地方総決起大会において、審査会に地元の住民を参加させるよう決議しています。今年1月に郡山市において双葉地方町村長が出席した紛争審査会においても私のほうから申し入れをしておりますし、知

事と8カ町村で文部科学省に伺った際にも要求をしております。

損害額の完全賠償に向けては、被害住民の実態を反映させた賠償指針の見直しが必要であります。

紛争審査会に被災者の代表を参加させることについて、各市町村共通の問題として今後も事あるごとに国に対し繰り返し強く要望してまいります。

町民のコミュニティ 維持のための 温泉利用

質問
具体的な案はどのようなになっているか。

町長答弁
町がコミュニティの場として温泉を利用することについては、費用負担や全国に避難されている方との関係など様々な課

題があり、難しい面があります。しかし、コミュニティの場合は、避難されている方の情報交換や絆を深めることなど、避難生活の長期化に伴い一層重要なものとなっております。

町民の皆さんのコミュニティや健康管理の場として、生涯学習課による婦人学級、高齢者大学、郷土文化教室、健康生活学級を5月から順次福島県内、つくば市、旧

騎西高校において実施することとしております。また、社会福祉協議会が運営しております双葉町サポートセンターの事業は今年1月から実施されております。

避難されている方のコミュニティの場合は、避難生活の長期化に伴い、今後ますます重要なものとなっておりますので、町民の皆さんに各種学級などへの参加や避難者が自主的に集まる場などを利用していただき、避難者のコミュニティを図り、絆を深めあっていただきたいと思います。

騎西高校に避難 されている方の食事

質問
残った弁当の処理はどうしているのか、災害救助法で続けていく期間は。

町長答弁
残った弁当は、衛生面を考慮して処分しております。騎西高校避難所の食事に関しては、災害救助法の適用を受けており、無料で提供されております。避難所を設置している埼玉県からは期限は示されておりませんが、騎西高校避難所の食事の有料化について、現在埼玉県及び関係機関との協議を進めているところであります。

津波被災者の 実態と支援策

質問
居場所は確認されているのか、支援策はどのようなのか。

町長答弁
災害弔慰金の手続きの関係で把握させていただいております。また、津波被害にかかわらず、原子力事故により避難をされている方全員の避難先については、名簿を作成して管理を行っておりますが、届け出と連絡による居所等の確認となるため、出来るだけ移動の場合は早めの連絡を呼びかけ、お願いしているところであります。

支援策については、津波被害にかかわらず、被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災などの自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活の基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の損害程度に応じて給付される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて給付される加算支援金による支援を行っております。

役場機能移転

質問
県内に役場機能を戻すべきと思うが、明確な答弁をお願いしたい。

町長答弁
現在の厳しい避難生活がいつまで続くのか不透明なため、町民の皆さんの不安は大変なものがあると考えております。このための支援を引き続き行っております。

現在、喫緊の課題は、生活の安定のための賠償・補償問題の解決、除染、町民の皆さんの健康不安対策であります。

特に健康不安対策、許容放射線被ばく量の基準の適用など、町の置かれている環境面を考慮し、「町民の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能な地域」について、形態、期間、時期内容等、役場の移転や町民の皆さんが帰還するために必要な事項を整理、評価し決定したいと考えております。

町政を問う

議会のひびき

6月

- ◆ 14日 議会運営委員会
- ◆ 議会全員協議会
- ◆ 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会
- ◆ 19日～21日 第2回定例会

7月

- ◆ 9日・10日 第8回全国原子力発電所立地議会サミット実行委員会
- ◆ 13日 福島県原子力発電所所在町協議会
- ◆ 17日 全国原子力発電所立地市町村議会議長役員会・総会
- ◆ 24日～26日 議会広島行政視察
- ◆ 27日 双葉地方町村議会議長会議
- ◆ 30日 議会全員協議会

8月

- ◆ 9日 双葉地方町村議会議長会要望活動
- ◆ 17日 双葉町商工会役員との懇談会
- ◆ 24日 双葉地方水道企業団議会定例会
- ◆ 29日 福島県町村議会正副議長・事務局長研修会
- ◆ 31日 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会



▲ 7月24～26日広島行政視察研修のようす

編集後記

昨年3月11日の東日本大震災並びに原子力事故、そして避難生活により亡くなられた方々に心よりご冥福申し上げますとともに、不自由な避難生活により病气等で療養中の方々に、お見舞い申し上げます。

今号より町民の皆様により詳しい情報をお届けしたいという委員の思いから、震災前の議会報と同様の形での発行となりました。

6月定例会以降の議会活動や補正予算など様々な内容をお知らせいたします。よりわかりやすい議会報をつくるため、皆様からのご意見など、ご一報いただけたら幸いです。今後とも、ご愛読のほどよろしくお願ひします。

(菅野)

【編集委員会】

- 委員長 菅野博紀
- 副委員長 白岩寿夫
- 委員 羽山君子
- 委員 高萩文孝